

商工会員限定の助成金

～有田川町商工会販路拡大支援事業～

《販路拡大に活用しましょう》

内 容

有田川町商工会員が研究開発した新技術や新製品または主力製品の販路拡大を支援するため、見本市、展示会、博覧会、商談会、物産展等へ出展する助成対象経費（小間料、小間装飾費、備品借上料。消費税相当額は除く）の2分の1以内の額を助成します。ただし、令和3年4月にまたがる場合は対象外。※予算の上限に達し次第終了。

注、助成金の交付を受けようとする者が単独で行う販売促進活動は除く。

*県内で開催される出展の場合の上限 30,000 円／回

*県外で開催される出展の場合の上限 60,000 円／回

(助成金の交付は、1事業者あたり同一年度内において1回を上限)

助成対象者

- (1) 有田川町商工会の会員事業者であること
- (2) 商工会費及びその他手数料を滞納していない者
- (3) 風俗営業の適用を受ける事業及び公序良俗に反する事業でないこと
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる活動目的としている事業でないこと
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の統制下にある者又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者でないこと
- (6) 助成の対象経費が他の補助金等の対象経費と重複していないこと
- (7) その他商工会長が認める者

申請方法

助成金を希望する場合は、対象事業へ出展する前に商工会まで必要書類を提出して下さい。

①事前申請

助成対象事業へ出展する前に、下記の書類を商工会に提出して下さい。

- *交付申請書（様式1）
- *出展先事業の確認資料

②審査・交付決定

申請内容を審査した後、助成が決定した申請者には、「交付決定通知書（様式2）」をもって通知します。

③支給手続き

交付決定通知後に以下の書類を提出して下さい。内容の確認後に申請者の指定口座にお振込みます。

- *実績報告書（様式3）
- *事業状況の確認写真
- *領収書等の写し

助成金の詳細・各種様式は、有田川町商工会まで直接お問い合わせ下さい。

有田川町商工会 電話0737-52-5701まで